



逆境の不動産時代を生き抜くためのお役立ち情報便

レントライフ便り

レントライフ便りは、オーナー様に安定した賃貸経営を築いていただくため、最新の市場動向・入居者ニーズ、またレントライフの取組などを発信しています。

管理物件入居率

97.66%
(2023年2月時点)

レントライフの『賃貸オーナーサポート専門サイト』 www.rentlife.co.jp/owner

編集発行



株式会社 **レントライフ**

本社 マーケティング課

レントライフ オーナー 🔍



《レントライフ便り専用アンケート》

レントライフ便り専用お問合せフォームからオーナー様のご意見をたくさんお待ちしております。

rentlife.co.jp/inquiry/rentnews 🔍

vol.90 専用お問合せフォーム



今回のお題目

《緊急特集》続報!! 突然改正! 相続税・贈与税の見直しが2023年度税制改正で!

■間かなきゃ損の得するセミナー開催情報 4月に長野県各エリアで開催! 参加予約受付中

■長野県社会福祉協議会から募金ご協力をお願い レントライフは児童養護施設で暮らす若者の卒園後の住まいサポートを行っています。

今回の改正の骨子は、生前に贈与された財産と死後に相続した財産を合算して、課税額を計算する期間を3年から7年に延ばす一方、「相続時精算課税制度」の利

便性を高めることで、若い世代への資産移転を促すことにあります。また、原則として30歳未満の人が祖父母や親から学校の授業料や塾代などの教育目的で、500万円を上限に一括で贈与を受ける場合、贈与税が非課税になる優遇措置も2023年3月末の期限を3年延長するようです。ただし、相続税の課税対象の財産が5億円を超える富裕層については、非課税とする条件を厳しくするなど、要件の見直しもあるということです。

現在の日本は高齢世代に資産が偏在し若年世代への資産移転が進みにくい状況であることは常に取り上げられていて、大きな課題になっています。ですから、相続税・贈与税は資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っているのです。そこで政府も早期の税制改正に踏み切ったのでしよう。

以前のレントライフ便りでお伝えしました相続税と贈与税一体化を見据えた、政府・与党が検討している見直し案が、驚いたことに昨年の暮れに突然発表され、今年度(2023年度)の税制改正で見直しを行うことが明らかになりました。

政府与党の見直し案判明!

緊急特集

続報!

突然改正! 相続税・贈与税の見直しが2023年度税制改正で!



また、原則として30歳未満の人が祖父母や親から学校の授業料や塾代などの教育目的で、500万円を上限に一括で贈与を受ける場合、贈与税が非課税になる優遇措置も2023年3月末の期限を3年延長するようです。ただし、相続税の課税対象の財産が5億円を超える富裕層については、非課税とする条件を厳しくするなど、要件の見直しもあるということです。

ご用命・ご相談は、お気軽に各店にご連絡ください。

- 長野店 長野県長野市栗田 2007 TEL.026-219-5580
- 伊那店 長野県伊那市中央 4561-7 TEL.0265-77-2580
- 松本店 長野県松本市島立 940-1 TEL.0263-40-5001
- 飯田店・飯田ショールーム 長野県飯田市北方 1157-2 TEL.0265-25-8050
- 諏訪店 長野県茅野市ちの 2767-2 TEL.0266-82-5101
- 横浜支店 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 TEL.045-470-3213

[本社] 長野県長野市栗田 2007 レ・コンフォर्टィ長野駅東 3F TEL.026-217-0257

さらに、結婚や出産などにかかる資金を祖父母らから援助してもらう場合に、1,000万円を上限に贈与税を非課税としている措置についても、2023年3月末の期限を2年延長する方針です。

相続税と贈与税の一体化が必要な理由とは？

なぜ相続税と贈与税の一体化が検討されているのでしょうか？

まず、相続税対策として一般的に活用されている贈与として、年間110万円以下の贈与には、贈与税がかかりませんし、もし110万円を超えても、贈与金額が少し上回る程度の額であれば税率は低く抑えることができます。したがって、毎年、少しずつ贈与すれば、相続税対策になります。ただ、そうすると死ぬ時期が近づいたら、せつせと贈与して相続税を節税しようとする人が増えてしまいます。これに対し国は、現制度で相続開始前の一定の期間の贈与については、相続財産に加算して相続税を課税するという生前贈与加算

で、税収の増額を見込んでいます。

日本の贈与税率は最高55%と、贈与税が高額なので、贈与する人が少ないのが現状で、贈与するとしても110万円の非課税枠か税率の低い範囲で納める人が多いのが現状です。しかしこの程度の贈与では、若年世代への資産の移転がなかなか進まず、経済を活性化するという国の目的を達成することができません。即ち、大きな問題は、高齢者に資産が集中し、若い世代へ資産の移転が進まないことにあります。そこで、相続税と贈与税を分けずに一体化し、いつ贈与しても、財産に同じ金額の税金がかかるようにすれば、贈与をしやすくなるということで

す。

贈与税は相続税の補完的な税になっていますが、相続税と贈与税では課税されるタイミングや税率が異なるため、実態は別々の税金のようになつており、生前贈与をすることで相続税を減らすことが可能になっています。繰り返しになりますが、そこで国は過度な生前贈与による節税を防ぐために、相続開始前の決められた期間の生前贈与は相続財産に加算させるようにして、さらに相続時精算課税制度を用意し、相続税と贈与税の一体化を図っているのです。そして、この生前贈与加算期間が、このたび延長されることになりました。

相続税と贈与税の一体化 II 資産の移転をしやすくする



改正！相続税の生前贈与加算期間が3年から7年に延長

親などから生前に贈与を受けた財産は、毎年110万円までは、贈与税がかかりません。これについては従前から、生前に分割して贈与することで、相続税を軽減させることを防ぐため、亡くなった日から3年前までに受けた贈与については、相続した財産と合算して、相続税を納めることとなっています。

しかし、政府・与党は…



レントライフ便りの続きが気になる方は
こちらから無料でご請求いただけます

レントライフ便りを請求する —>